

## JALの2つの裁判・報告集会の傍聴記（11月26日東京地裁にて）

11月26日午前中にJALの2つの裁判と報告集会（約80名参加）が行われ参加しましたので傍聴記をお知らせします。

### 1, JALによる日東航空整備の不当解雇撤回裁判 第4回口頭弁論

JALの100%出資子会社だった日東航空整備（株）はJALのA300、MD-90機を整備していましたが、2011年1月に解散廃業させ（13名解雇。131名退職）その整備作業を同じく100%子会社のJALエンジニアリング（JALEC）に引き継ぎ（事業譲渡）しました。組合つぶしを目的に整備士の雇用は引き継がなかったため、2名の整備士が解雇撤回を求めています。

今回は第4回目で準備書面などが提出され、事業譲渡に労働契約を含まないことは民法の公序良俗違反で無効であるとし、日東整のあり方について不当労働行為があったことの証拠となる会社文書の提出を求めましたが、会社側代理人はそのような文書はないか、あったとしても把握していないと答えていました。

次回までに双方が事実論、法律論で書面を出し合い1月21日（月）午前10時に口頭弁論が行われることになりました。

原告の2名の方は、やむなく辞めていかざるを得なかった仲間のおもいや、不当労働行為は許せないと頑張る意思を述べました。

また、裁判所宛に「公正な判決を求める要請書」が合計9,988筆提出されました。

### 2, JAL不当労働行為裁判 第7回口頭弁論

管財人の企業再生支援機構の担当者が、2010年11月に乗員組合とキャビンクルーユニオンとの労使交渉で「整理解雇を争点とする争議権が確立された場合、それが撤回されるまで、更生計画案で予定されている3,500億円の出資はできない」と発言して圧力をかけた行為は「労働者の権利である争議権の行使に対して、直接的に恫喝、威嚇、攻撃し、労働組合の争議権の確立ないし行使を直接的に妨害する行為である。」と東京都労働委員会が不当労働行為と認定（2011年8月）し両組合への謝罪文の掲示など救済命令を出しました。

JAL側は、命令取り消しを求めて東京地裁に提訴し行政訴訟として争われています。

今回は、証人申請をめぐってやり取りが行われました。裁判官は介入行為を行った管財人及び管財人代理の2名と組合役員2名をそれぞれ証人として採用する方向を決めました。

管財人側は、「争議権が撤回されないと3,500億円は出資できない」と発言したのは、企業再生支援機構側の意思を伝える管財人の情報提供義務であると主張しているため、組合側からは、企業再生支援機構の議事録を提出するよう求めましたが、会社側は即答できませんでした。

次回は来年1月28日（月）午前11時から行われます。

組合役員からは、ILO（国際労働機関）からも勧告が出されている、JALはこれまで数々の不当労働行為を行ってきている、労務政策をあらためさせ、ベテランの不当整理解雇を撤回させて安全運航の基盤を守りたいと述べました。

\* JALでは5つの裁判が争われています、他の裁判の日程です。

- ・ 11月29日は契約制客室乗務員雇い止め撤回裁判の判決 東京高裁812号法廷 15時～
- ・ 12月6日は整理解雇撤回裁判（乗員） 東京高裁101号法廷 14時30分～
- ・ 12月14日は整理解雇撤回裁判（客室乗務員） 東京高裁101号法廷 14時30分～